

標準処理期間

農業委員会では、事務処理について、申請受付から許可までの標準処理期間の目標を次のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

1 申請に対する処分

法令名	条項	許認可等の種類	標準処理期間	備考
農地法（昭和 27 年法律第 229 号）	第 3 条第 1 項	農地の権利移動、権利の設定の許可	28 日	農業委員会許可分
特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律	第 3 条第 3 項	特定農地貸付の承認	28 日	
特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令	第 4 条第 1 項	特定農地貸付の変更承認	28 日	
市民農園整備促進法	第 7 条第 1 項	市民農園開設の認定決定	28 日	
	第 7 条第 5 項	市民農園開設の認定変更決定	28 日	
租税特別措置法	第 34 条の 3 第 1 項 第 65 条の 5 第 1 項	農用地区域譲渡所得税特別控除の証明	7 日以内	
	第 37 条第 1 項 第 65 条の 7 第 1 項	農用地区域内買換特例の証明	7 日以内	
	第 77 条の 3 第 1 項	農用地区域の移転登記税率軽減の証明	7 日以内	
	第 70 条の 4 第 1 項 第 70 条の 6 第 1 項	贈与税、相続税納税猶予に関する適格者証明	28 日	
地方税法	附則第 11 条第 4 項	農用地区域の不動産取得税の証明	7 日以内	
土地改良法	第 3 条第 2 項	土地改良事業の参加資格の交替の承認	7 日以内	
	第 3 条第 3 項	農用地の一時貸付けに係る参加資格の認定	7 日以内	
民事執行規則	第 33 条	買受適格証明	40 日以内	許可等の基準に準じる